

■ 申請時点で、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

✓ 欄	申請者の要件
①	補助対象住宅に居住する予定の個人である。 (補助対象住宅に転居後に、電気又は水道の利用明細の提出が必要です)
②	市税を滞納していない。
③	暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）ではない。
<子育て世帯の場合>	
④	10年以上継続して居住する意思がある。

✓ 欄	住宅購入の要件
①	一戸建ての住宅又は併用住宅である。 (併用住宅の場合は、住宅部分の床面積按分により補助額を算定します)
②	3親等以内の親族が所有していた住宅ではない。
③	60万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く）で購入するもの。
③	居室、台所、便所、浴室を有している。
④	1年以上空き家又は空き家バンク登録物件である。

・売買契約前に申請が必要です。

・土地の購入費、固定資産税清算金、契約・登記に要する費用、仲介手数料は補助対象外です。

・空家法第22条第2項に基づき勧告された特定空家等は補助対象外です。

岡山市 建築指導課 空家対策推進室
☎ 086-803-1410
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
akiya@city.okayama.jp



令和8年度 岡山市空家等適正管理支援事業 空き家購入補助金

空き家の流通の促進を図るため、空き家の購入費用の一部を補助する制度です。

1年以上空き家
又は
空き家バンク登録物件

自己居住用の
住宅



申請受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年12月18日(金)まで

(令和9年2月12日(金)までに実績報告が必要です)

補助率 補助対象経費の1/3
(空き家購入費用)

補助
上限額 60万円

子育て世帯の場合は 70万円
(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯)

▼申請書類

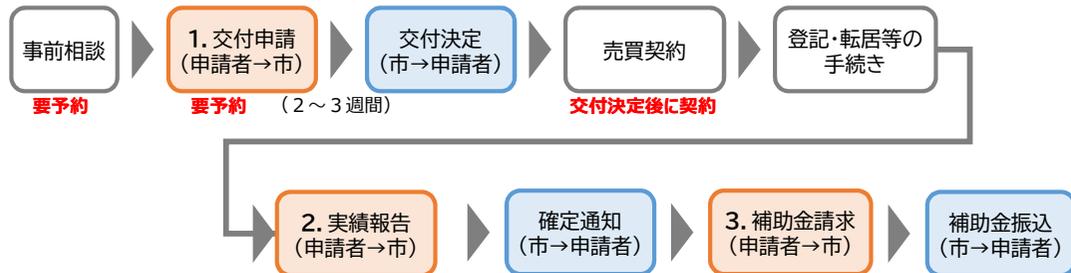


▼空き家バンク



- ・予算に達し次第受付を終了します。
- ・相談や提出は事前に予約をしてください。
- ・補助の要件や申請書類などは、市HPをご確認ください。
- ・虚偽の申請や不正があった場合は、補助金の返還をしていただくことがあります。

■ 申請の流れ



✓ 欄	1. 交付申請時に必要な書類
	① 補助金交付申請書 (様式第1号)
	② 住民票
	③ 不動産登記事項証明書 (建物) 又は登記情報提供サービスによる登記情報
	④ 市税の滞納無証明書
	⑤-1 電気又は水道使用量の明細書など (1年以上空き家であることがわかるもの)
	⑤-2 空き家バンクの登録ページの写しなど (空き家バンクへの登録がわかるもの)
	⑥ 中古住宅購入に要する経費 (建物の購入費) がわかる見積書 (売買契約書案) (作成年月日、所在地の記載があるもの)
	⑦ 付近見取図
	⑧ 各階平面図 (居室・台所・便所・浴室があることがわかるもの) (併用住宅の場合は、住宅と住宅以外の部分の面積がわかるもの)
	⑨ 外観写真 (申請日から2か月以内の撮影日のあるもの)
	<子育て世帯の場合> ⑩ 住民票の写しなど子育て世帯であることがわかるもの
	<子育て世帯の場合> ⑪ 10年間継続して居住する旨の誓約書 (参考様式)
	⑫ 消費税仕入額控除確認書 (参考様式)
	<交付決定後に提出が必要> ⑬ 債権者登録申請書

✓ 欄	2. 実績報告時に必要な書類
	① 補助金実績報告書 (様式第6号)
	② 売買契約書の写し (契約日は補助金交付決定日以降であること)
	③ 不動産登記事項証明書 (建物) 又は登記情報提供サービスによる登記情報 (所有権の移転が確認できるもの)
	<住宅の所有者が複数人となる場合> ④ 補助金の請求に係る同意書 (参考様式)
	⑤ 住民票 (補助対象住宅の所在地に住所を異動した後のもの)

✓ 欄	3. 補助金請求時に必要な書類
	① 補助金請求書 (様式第8号)
	② 補助金確定通知書 (実績報告後に市が作成するもの) の写し

・必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められる場合があります

■ 必要書類の取得について ※詳しくは、各機関へおたずねください

- ・住民票…各区役所 市民保険年金課、各支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナーなど
そのほか、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで取得可能です
- ・不動産登記事項証明書 (建物)…岡山地方務局 (岡山市北区南方一丁目3番58号)
オンラインでの請求や登記情報提供サービスの利用ができます
- ・市税の滞納無証明書…各区の市税事務所 マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請ができます

(参考) 住宅取得などの相談窓口

・住まいるダイヤル (公益社団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター) 【国土交通大臣指定の住まいの相談窓口】
住宅の取得やリフォームに関してトラブルや不安を抱える消費者等から、技術的問題から法律的問題まで幅広い相談をお受けしています。

03-3556-5147 (10時~17時 土、日、祝休日、年末年始を除く)

